

周南市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市漁港管理条例の一部を改正する条例

周南市漁港管理条例（平成15年周南市条例第186号）の一部を次のように改正する。  
第9条第3項中「1月（工作物の設置を目的とする占用にあっては、3年）」を  
「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市漁港管理条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(占用の許可等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の占用の期間は、<u>1月(工作物の設置を目的とする占有にあっては、3年)</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>	<p>(占用の許可等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の占用の期間は、<u>10年</u>を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>